(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 /→日

(宛先) 高崎市長 殿

提出者

住 所 群馬県高崎市新町 1306 番地

氏 名 高梨乳業株式会社群馬工場

工場長 佐川 雅司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0274-42-1155 代

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その 他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	1 7	の	名	称	高梨乳業株式会社群馬工場
事	業	場	0)	所	在	地	群馬県高崎市新町 1306 番地
計		画		期		間	令和7年4月1日~令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

弄	当該事業場において現に行っている事業に関する事項										
	①事	業	の	種	類	食料品製造業					
	②事	業	の	規	模	令和 6 年度出荷額 26,490 百万円					
	3従	業	į	員	数	237 名					
	④産 i	業 廃 理			一 連	別紙 1 のとおり					

(日本産業規格 A

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者: 群馬工場工場長

: 産業廃棄物の処理に関する各種事項の決定・承認

: 産業廃棄物の処理方針決定

管理責任者:工務課長

: 産業廃棄物処理計画作成

: 処理業者の選定、処理委託契約締結

: 管理票の照合、保管

環境委員会 委員長:工場長 委員:管理職 : 廃棄物に関する検討

発生抑制、再生利用、適正処理推進、分別推進

: 分別確認及び職場指導

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

環境推進委員会 委員長:工務課長

	【前年度(令和6年度)実績】 別紙2のとおり									
	産業廃棄物の種	類								
① 現状	排出出	量 t t								
	(これまでに実施した取組)									
	・別紙2のとおり									
	【目標】 別紙2のとおり									
	産業廃棄物の種	類								
② 計画	排出出	量 t t								
	(今後実施する予定の取組)									
	・別紙2のとおり									
産業廃棄物の分別に関す	る事項									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類を固形燃料用、焼却用に分別。リサイクルの推進。 汚泥を肥料用、醗酵燃料用に分別。 動植物性残さを飼料用、肥料用、焼却用、醗酵燃料用に分別。 ガラス瓶を硬質ガラス、軟質ガラス(透明・色つき)に分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別を継続実施。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項										
	【前年度(令和6年度)実績】									
	産業廃棄物の種類									
① 現状	自 ら 再 生 利 用 を 行 っ た ー t ー t									
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない									
	【目標】									
	産業廃棄物の種類									
②計画	自 ら 再 生 利 用 を 行 う _ t _ t 産 業 廃 棄 物 の 量 _ t _ t									
	(今後実施する予定の取組)									
	・今後も実施の予定はない。									
自ら行う産業廃棄物の中	間処理に関する事項									
	【前年度(令和6年度)実績】									
	産業廃棄物の種類									
① 現状	自 ら 熱 回 収 を 行 っ た 産 業 廃 棄 物 の 量 - t - t									
1 5th	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量 t									
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。									
	【目標】									
	産業廃棄物の種類									
(O) ≱Limi	自 ら 熱 回 収 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量 - t - t									
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量 - t - t									
	(今後実施する予定の取組)									
	・今後も実施の予定はない。									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項											
	【前年度(令和6年度)実績】										
	産業廃棄物の種類										
① 現状	自 ら 埋 立 処 分 又 は 海 洋 投 入 処 分 を 行 っ た ー t ー t 産 業 廃 棄 物 の 量										
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。										
	【目標】										
	産業廃棄物の種類-----										
②計画	自 ら 埋 立 処 分 又 は 海 洋 投 入 処 分 を 行 う ー t ー t 産 業 廃 棄 物 の 量										
	(今後実施する予定の取組) ・今後も実施の予定はない。										
産業廃棄物の処理の委託	に関する事項										
	【前年度(令和6年度)実績】 別紙3のとおり										
	産業廃棄物の種類										
	全 処 理 委 託 量 t										
	優良認定処理業者への 処理 委託 量 t										
① 現状	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量 t										
	認 定 熱 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量 t										
	認 定 熱 回 収 業 者 以 外 の 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量										
	(これまでに実施した取組)										
	・別紙3のとおり										

(第5面)

	(
	【目標】 別紙4のとおり							
	産業廃棄物の種類							
	全 処 理 委 託 量 t	t						
	優良認定処理業者への 処理 委託 量 t	t						
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t						
	認 定 熱 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t						
②計画	認 定 熱 回 収 業 者 以 外 の 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t						
	(今後実施する予定の取組) ・別紙4のとおり							
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記 入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごと に、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃 棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、 目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全 処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業 者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法 律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及 び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量に ついて、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に 「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付するこ と。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別 紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。ま た、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程

		委託処理						
	産業廃棄物の種類	中間処理	\rightarrow	最終				
	①汚泥金属	焙 焼	\rightarrow	再生(水銀・亜鉛原料・鉄屑)				
	(水銀使用製品含む							
	②汚泥(廃水汚泥)	発酵•肥料化	→	肥料製品				
	汚泥(スラリ汚泥)	脱水	→	発酵(肥料製品)				
	汚泥	破砕•分離	\rightarrow	醗酵(メタンガス化・発電)				
	③廃油(機械油)	焼却	→	焼却灰リサイクル				
			3					
	④木くず	破砕(チップ化)	→	商品化				
	⑤金属くず	破砕・切断	<u>→</u>	金属原料商品化				
	⑥ガラス屑・コンクリート屑	焙 焼	\rightarrow	再生(水銀・亜鉛原料・鉄屑)				
全業廃棄物の一 車の処理工程	及び陶磁器くず							
主仍处理工程	(水銀使用製品含む)							
	⑦廃油(引火性廃油)	焼却	→	焼却灰リサイクル				
	 ⑧ガラスくず	破砕∙洗浄∙選別	→	ガラス原材料として出荷				
	⑨動植物性残さ	脱水	→	肥料製品				
		焼却	→	焼却灰は路盤材				
		発酵	→	豚飼料				
		発酵	→	醗酵(メタンガス化・発電)				
	⑩廃酸	発酵	→	豚飼料				
		中和•微生物処理	→	放流水				
	⑪廃プラスチック類	破砕・減容	→	固形燃料				
_		焼却	\rightarrow	焼却灰は路盤材				

備考 収集運搬、処理とも全量委託

別紙 2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度(令	和6年度)実	€績											
	産業廃棄 物の種類	廃電池類	汚泥 (廃水汚泥)	汚泥 (スラリ汚泥)	廃油 (機械油)	木屑	金属屑	廃電気 機械器具 (蛍光灯)	ガラス屑	動植物性 残さ	廃酸	廃プラ類		
	排出量	0 t	582.08 t	32.39 t	2.28 t	1.44 t	48.94 t	0 t	0 t	612.54 t	0 t	262.3		
①現状	(これまで実施した取組) ①機器の定期メンテナンスによる安定稼動 ②生産効率を加味した生産計画立案													
	【目標】													
	【目標】 産業廃棄 物の種類	廃電池類	汚泥 (廃水汚泥)	汚泥 (スラリ汚泥)	廃油 (機械油)	木屑	金属屑	廃電気 機械器具 (蛍光灯)	がラス屑	動植物性 残さ	廃酸	廃プラ類		
	産業廃棄	廃電池類 0.00 t		(スラリ汚泥)	(機械油)	木屑 0.30 t		機械器具(蛍光灯)	カ [*] ラス屑 0.00 t		廃酸 0.00 t	廃プラ類 259.68		

別紙3 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】

産業廃棄物の種類		廃電池類	汚泥 (廃水汚泥)	汚泥 (スラリ汚 泥)	廃油 (機械油)	木屑	金属屑	廃電気 機械器具 (蛍光灯)	ガラス屑	動植物性 残さ	廃酸	廃プラ類
全処理委託量		0 t	582.08 t	32.39 t	2.28 t	1.44 t	48.94 t	0 t	0 t	612.54 t	0 t	262.3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	0.00 t	426.33 t	0.14 t	t	t	t	t	68.77 t	0 t	32.39 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	582.08 t	32.39 t	2.28 t	1.44 t	48.94 t	t	t	378.75 t	0 t	168.42 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	233.79 t	t	93.88 t

①現状

(これまで実施した取組)

- ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を種類ごとに選定し、書面による契約を行っている。
- ・許可の有効期限については、定期に確認を行っている。

別紙4 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【令和7年度目標】

産ӭ	業廃棄物の種類	廃電池 類	汚泥 (廃水汚泥)	汚泥 (スラリ汚 泥)	廃油 (機械油)	木屑	金属屑	廃電気 機械器具 (蛍光灯)	ガラス屑	動植物性 残さ	廃酸	廃プラ類
全久	D理委託量 -	0.00 t	576.26 t	32.07 t	2.26 t	0.30 t	48.45 t	0.00 t	0.00 t	606.41 t	0.00 t	259.68 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	422 t	t	t	t	t	t	68.08 t	t	32.07 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	576.26 t	32.07 t	2.26 t	0.30 t	48.45 t	0.00 t	0.00 t	374.96 t	0.00 t	166.74 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	231.45 t	t	92.94 t
	(今後実施する予定の・再生利用、勢回収が		乗物について	た 再生れ	川里孝子.	勢 同収業	者へ処理	軍を委託する	.			

②計画

[・]再生利用、熱回収が可能な廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理を委託する。